

# 高齢者虐待の理解と防止

# 高齢者虐待の理解と防止



大阪市

## 目次

---

1 「高齢者虐待防止法」とは	• • • • • • • • • • • • • • • • • P 1
2 高齢者虐待かもしれないと思ったときには	• • • • • • • • • • • P 4
3 養護者による高齢者虐待対応のながれ	• • • • • • • • • • P 5
4 どのような行為が虐待なのか	• • • • • • • • • • P 6
5 高齢者虐待のサイン	• • • • • • • • • • P10
6 高齢者虐待の背景	• • • • • • • • • • P12
7 高齢者虐待のとらえ方について	• • • • • • • • • • P14
8 参考資料	• • • • • • • • • • P19

巻末 高齢者虐待の相談窓口

## 1 「高齢者虐待防止法」とは

---

### ○正式名称

---

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月施行)

### ○法の目的

---

- ・高齢者虐待の防止
- ・高齢者虐待の防止等に関する国等の責務を明確化
- ・虐待を受けた高齢者の保護
- ・養護者への支援

### ○高齢者の定義

---

- ・65歳以上の者

65歳未満の者であっても、必要に応じて高齢者に準ずる者として対応を行います。

(65歳未満であって、かつ身体・精神等に障がいを有する場合は「障害者虐待防止法」が適用されます)

## ○高齢者虐待の種類

---

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」の2種類に分けています。

### 養護者による虐待

「養護者」とは高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものを指し、身辺の世話や金銭の管理等を行っている高齢者の家族、親族、同居人等が該当します。

また、同居していなくても、身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合もあります。

### 養介護施設従事者等による虐待

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者で、直接介護に携わる職員のほか、経営者・管理者も含まれています。

## 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人 福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防 サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	<p>「養介護施設」 または 「養介護事業」の 業務に従事する者</p>

## 2 高齢者虐待かもしれないと思ったときには

### ○勇気をもって通報してください

高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待」を受けたと思われる高齢者を発見した人（虐待の疑いのに気づいた人）は、市町村に速やかに通報する義務があると定められています

### ○通報や届出をした人の情報は守られます

高齢者虐待防止法で、通報者・届出者を保護することが規定されています

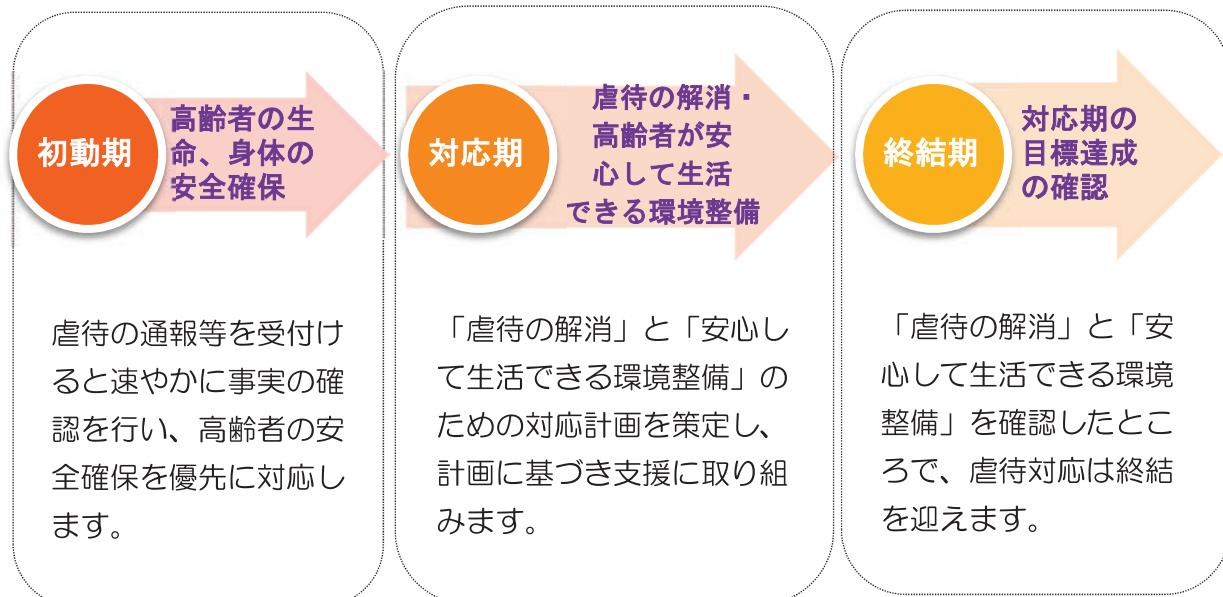
- 通報を受けつけた市町村職員は、「その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」
- 施設従事者が通報した場合は、「通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」

虐待かも！？と思ったら、ためらわず通報してください。

### 3 養護者による高齢者虐待対応のながれ

養護者による高齢者虐待の対応は、区役所が第一義的な責任を負い、地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）と協力しながら積極的に対応していきます。

虐待対応は大きく3つの時期に分けられます。目標も少しずつ異なります。



## 4 どのような行為が虐待なのか

---

高齢者虐待の例には、次のようなものがあります。

### ○1 身体的虐待

---

- ・暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。
- ・本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。  
(例：本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。)
- ・本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。  
(例：医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。  
無理に引きずる。)
- ・身体拘束及び外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。  
(例：自分で動くことを制限する。外から鍵をかけて閉じ込む。  
中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。)



## ○2 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

---

- 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をっている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

（例：入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。脱水症状や栄養失調の状態にある。室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。）

- 専門的判断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
- 同居人等が高齢者虐待の行為を放置する。

（例：孫が高齢者に対して行う暴力等を養護者である息子や娘等が放置する。）

- 養介護施設従事者等の虐待では、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る。

（例：排泄介助をせずに放置する。ナースコールを手の届かないところに置くなど。）



### ○3 心理的虐待

---

- ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

(例：老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる。家族や親族、友人等との団らんから排除する。  
怒鳴る、ののしる、悪口を言う。トイレに行けるのにおむつをあてたりする。)

- ・養介護施設従事者等の虐待では、威嚇的な発言

(例：「施設にいられなくしてやる」と脅すなど。)

高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

(例：職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使用したり、食事を全介助で食べさせるなど。)

## ○4 性的虐待

- ・本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的な行為またはその強要。  
(例：排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、性行為を強要する。)

## ○5 経済的虐待

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(例：日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅等を本人に無断で売却する。

年金や預貯金を無断で使用する。入院や受診、介護保険サービスなどの必要な費用を支払わない。)

複数の虐待が重複して起こる場合もあります。



## 5 高齢者虐待のサイン

高齢者虐待は、家の中、施設の中において高齢者と養護者（又は介護の従事者）だけの閉じた空間で起こるので第三者にわかりにくいですが、一方で、高齢者虐待が起こっているかもしれませんと気づけるサインがあります。

### ○高齢者の様子

- 不自然なあざや、やけどのあとが見られる
- 汚れたり破れた衣類を着ていたり、異臭がする
- 天気が悪いのに、長時間家の外で過ごしている
- デイサービスなどを利用したとき「帰りたくない」などの発言がある
- 必要と思われる診療や介護保険サービスを受けていない
- 年金や財産収入等があるにもかかわらずお金がないと訴える
- 体重が不自然に増えたり減ったりする
- 体を委縮させる、急に怯えたり恐ろしがったりする
- 最近姿をみない



## ○養護者の様子

---

- 世話や介護に拒否的な発言がある。高齢者に対する冷淡な態度や無関心
- 高齢者に会わせない。近所付き合いがない
- 介護疲れや病気などつらい様子が伺える
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してはお金をかけようとしない

## ○家庭の様子

---

- 郵便受けや玄関先等が手紙や新聞で一杯になっている
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴がよく聞こえてくる
- 部屋の中に衣類や食べ残しが散乱していて非衛生的である
- 高齢者の部屋に外から鍵がかけられている
- 電気やガスが止められている



## ○その他

---

- 家族と同居している高齢者がスーパー等で一人分のお弁当を買っている
- 高齢者が道路に座り込んでいたり徘徊している姿が見られる

## 6 高齢者虐待の背景

- ・認知症による言動の混乱
- ・経済的困窮
- ・性格、人格
- ・A D L（日常生活動作）の低下
- ・傷病、障がい

- ・介護疲れ
- ・心身の状態の悪化
- ・経済的困窮
- ・性格、人格

- ・高齢者と養護者の人間関係
- ・家族や親族の無関心



高齢者虐待は、高齢者や養護者のもつそれぞれの虐待発生要因が、高齢者と養護者、家族、近隣・地域住民等との関連性の中で相互に作用しあって起こるものです。

### ○高齢者本人の状況

---

- ・認知症の発症・悪化、傷病、障がい、精神的に不安定な状況
- ・収入が少ないとこと、借金や浪費癖、金銭管理能力の低下
- ・性格的な偏り、依存症、相談者がいない（孤立）
- ・介護度が高い（排泄・入浴などの介助が必要）、ADLの急激な低下

### ○養護者・その他

---

- ・介護負担（排泄介助の負担、介護の代替者がいない）、自身の傷病・障がい
- ・高齢者に対する依存や恨み、性格的な偏り、精神不安定、依存症
- ・無職または低収入、それを原因とする高齢者への経済的依存、借金や浪費癖
- ・周囲との関係が希薄または悪化、周囲から孤立している

## 7 高齢者虐待のとらえ方について

---

### ○虐待の自覚

客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には虐待の疑いがあると考えます。高齢者本人や養護者の虐待に関する自覚の有無は問いません。「一生懸命介護をしているから」「高齢者は困っていると言わないから」という理由で虐待ではないと判断しないよう注意が必要です。

### ○養護していない親族等による経済的虐待

経済的虐待は、「養護者又は**高齢者の親族**が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」と規定されていることから、養護者（現に養護する者）ではない親族による虐待も対応の対象とします。

### ○虐待の傍観者である同居者

高齢者の世話をしているわけではない孫から虐待を受けるような事例について、孫の虐待そのものは「養護者による高齢者虐待」とは言えません。しかし、養護者たる娘や息子

等が孫の高齢者への虐待を止めることなく放置しているような行為は「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」にあたるとして虐待ととらえます。

### ○養護者支援

---



高齢者のおかれた状況から、虐待防止法上の虐待と判断した場合、  
養護者は悪意の有無にかかわらず虐待者として位置づけられます。介  
護負担や、養護者自身の病気等やむにやまれぬ事情が背景にある場合  
があります。そうしたことから、虐待の解消のために必要な養護者支  
援を行います。

### ○セルフネグレクト

---

自らの意思で必要な医療や介護保険サービスの利用を拒否したり、不衛生な住環境で暮  
らす高齢者で、客観的には本人の人権が侵害されている状況をセルフネグレクト（自己放  
任）といいます。養護者（虐待者）がいないことから高齢者虐待防止法に規定はありませんが、状況を見極め、必要に応じて本法の取扱いに準じて必要な援助を行う必要があります。

## ○未然防止の取組み

---

高齢者虐待防止のためには、虐待を未然に防止する予防的取組みが最も重要になります。

虐待は突然発生するものではなく、不適切なケア、不適切な施設・事業所運営の延長線上にあると認識することが必要です。明らかに高齢者虐待に該当するような行為については、発生後に厳しい対応を行っていくことが必要ですが、「不適切なケア」の段階で見つけ出し、将来の「虐待の芽」を摘むような取り組みが必要です。

- 事故報告書や苦情の詳細な分析
- 提供する介護の質を点検し、虐待につながりかねない不適切なケアを改善し、介護の質を高めるための取組み
- 養介護施設・事業所の経営者・管理者層と職員が一体となって権利養護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高めるための研修の実施等
- 苦情対応システムへの外部委員や介護相談員など外部の眼を導入することによる施設・事業所運営の透明化



## ○身体拘束について

介護保険施設等では、転落・徘徊防止のために車いすやベッドに体や手足をひもなどで縛ることや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離するなどの身体拘束は原則禁止されています。「緊急やむを得ない場合（※）」を除いて身体拘束は虐待に当たると考えられます。

※緊急やむを得ない場合の3要件（すべてを満たすことが必要）

○切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

○非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

○一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

- ・緊急やむを得ない場合の判断は、担当職員個人でなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンス等で判断する体制を原則とします。
- ・身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることができます。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除します。

## ○身体拘束の具体例

---

具体的には以下の行為等が**身体拘束**にあたります。

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドにひも等で縛る。
- 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



## 8 参考資料 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部要旨

### (目的)

**第1条** ①高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、②虐待を受けた高齢者を保護するための措置、③養護者を支援するための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者支援の施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (高齢者虐待の早期発見等)

**第5条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

### (養護者による高齢者虐待に係る通報等)

**第7条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

**2** 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

**第8条** 市町村が通報等を受けた場合においては、当該通報等を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### (通報等を受けた場合の措置)

**第9条** 市町村は、通報等を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報等に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、市町村と連携協力する者と対応について協議を行うものとする。

### (養護者の支援)

**第14条** 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

**(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)**

**第21条** 養介護施設従事者等は、当該施設の従事者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

**2** 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

**3** そのほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

**4** 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

**5** 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

**6** 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**7** 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第23条** 市町村が通報又は届出を受けた場合においては、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

# 高齢者虐待の相談窓口

## ○養護者による高齢者虐待の通報・相談窓口

・区役所保健福祉課（平日 9：00～17：30）

区役所	電話番号	区役所	電話番号	区役所	電話番号
北	06-6313-9508	天王寺	06-6774-9857	城東	06-6930-9859
都島	06-6882-9857	浪速	06-6647-9859	鶴見	06-6915-9859
福島	06-6464-9857	西淀川	06-6478-9918	阿倍野	06-6622-9857
此花	06-6466-9859	淀川	06-6308-9857	住之江	06-6682-9859
中央	06-6267-9857	東淀川	06-4809-9857	住吉	06-6694-9859
西	06-6532-9857	東成	06-6977-9859	東住吉	06-4399-9857
港	06-6576-9857	生野	06-6715-9857	平野	06-4302-9857
大正	06-4394-9859	旭	06-6957-9857	西成	06-6659-9857

### ○養護者による高齢者虐待の通報・相談窓口

- ・地域包括支援センター  
(平日 9:00~19:00 土曜日 9:00~17:00)
- ・総合相談窓口 (平日 9:00~17:30)

### ○養介護施設従事者等における高齢者虐待の通報・相談窓口

- ・大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ  
電話 : 06-6241-6310 (平日 9:00~17:30)

### ○休日・夜間帯における高齢者虐待の通報・相談窓口

- ・大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン  
電話 : 06-6206-3725

発行 2024年（令和6年）4月

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ

電話 06-6208-8086